

2026年4月1日より 会計年度任用職員の休暇制度が変わります

これまで「無給」または「一部無給」だった以下の休暇が、全期間「**有給**」となります。

育児時間(授乳や送迎など)

対象 生後1年に達しない子を養育する職員
内容 授乳や保育所への送迎などのために勤務しない時間

現行 無給

改正後 **有給**

取得単位 1日2回、1回について30分以内(15分単位)
※やむを得ない事情がある場合は、連続60分の取得も可

子育て支援休暇(看護・学校行事)

対象 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫
内容 看護(負傷・疾病の世話、予防接種等)や学校行事への参加

現行 3日を超える休暇は無給

改正後 **全期間有給**

日数 子:1人-5日、2人以上-10日
孫:3日(人数にかかわらず)

取得単位 1日、半日、1時間単位

短期介護休暇(家族の介護)

対象 配偶者等で、負傷・疾病・老齢により2週間以上日常生活に支障がある者
内容 介護その他の世話をを行う場合

現行 3日を超える休暇は無給

改正後 **全期間有給**

日数 要介護者:1人-5日以内、2人以上-10日以内

取得単位 1日、半日、1時間単位

骨髄移植ドナー休暇

内容 ドナー登録、提供に伴う検査・入院等によって勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

現行 無給

改正後 **有給**

期間 必要とされる期間

取得単位 1日、半日、1時間単位

実施時期: **2026年(令和8年)4月1日**

